

# 佐世保工業高等専門学校ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

(平成16年4月1日制定)

## (設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の教育目的及び理念の達成に向け、ファカルティ・ディベロップメント（「本校の授業内容及び方法を改善し、向上させるための組織的な取り組み」をいい、以下「FD」という。）の推進を図るために必要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 FDの啓発及び推進に関すること。
- 二 FDに係る研究会、研修会等に関すること。
- 三 授業及び教育技法の改善に関すること。
- 四 FDに係る調査・研究に関すること。
- 五 その他FDに関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 校長が指名する教員 若干人
- 三 総務課長
- 四 学生課長

2 前項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第2号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第4条 委員会の委員長は、委員のうちから校長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ校長が指名した委員がその職務を代行する。

## (会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

## (他の委員会等との連携)

第7条 委員会は、他の委員会等と相互に連携し、本校におけるFDの推進活動を補完しあう。

## (専門部会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。